

## 2009年度国の政策に対する中小企業家の重点要望・提言（2008年6月）

中小企業家同友会全国協議会

### 1. 持続可能な社会・経済システムへの根本的転換をめざす中小企業憲章の制定を

(1) 地球環境に配慮しつつ、人間らしく豊かに暮らせる持続可能な安全・安心の社会・経済システムへの根本的転換をめざし、中小企業が国民とともに繁栄できる日本経済を実現すること。政府は、中小企業を国民経済の豊かで健全な発展を質的に担っていく中核的存在として位置づけ、中小企業重視へ国家戦略を抜本的に転換する「中小企業憲章」を制定すること。また、政府は、中小企業省を設置し、中小企業担当大臣を置くこと。

(2) 国のすべての政策や法律・規制が中小企業への影響を事前に考慮して立案され、実施されるという原則を確立するための法律を整備すること。また、国内外の中小企業の企業活動に関わる法規制情報をインターネット等で包括的に提供する「規制アラート・システム」を構築すること。アメリカでは「規制柔軟法（RFA）」により、連邦省庁が新たな規制案を提出する場合に、その規制が中小企業に及ぼす影響を考慮し、中小企業にとり負担の少なく同等の効果のある代替案の分析を行い、分析結果を公にしてパブリックコメントを求めることが決められている。これは、EUの「小企業憲章」の「Think small first」（小企業を第一に考える）という考え方にも通じるものである。

### 2. 不況の波から地域・中小企業を守り、仕事づくりへの支援を抜本的に強化すること

(1) 改正建築基準法の施行に伴う着工認可が大幅に遅れた被害は甚大である。①中小建設業への公共事業のリフォーム・リニューアル等の工事の大幅発注を進めること。②建築確認審査部門の人員を大幅に増やし、人材育成を進め、特別体制で処理にあたること。③今年12月に廃止予定の木造2階建て住宅の「4号特例」廃止は当面凍結すること。④2009年秋に施行される住宅瑕疵担保履行法は、「保証金の供託」または「保険への加入」が義務付けられ、「必要な資金確保措置を講じなければならない」が、中小建設業・不動産業にとってはかなりの負担となる恐れがある。十分な事前影響調査と施行に伴う必要な資金確保への支援の仕組みを整備すること。

(2) 原油価格・原材料価格の高騰による中小企業への影響調査を定期的に行うこと。①それを踏まえ、下請代金支払遅延等防止法の厳守等、下請取引適正化と下請中小企業振興法に定める振興基準の遵守を監視する特別の体制をとること。②売り惜しみ、買い占め及び便乗値上げを防ぐための原材料価格の価格需給動向について調査・監視を強めること。③「大規模小売業者による納入業者との取引における特定の不正な取引方法」（大規模小売業告示）を強化し、納入業者に対する大規模小売業者による優越的地位の濫用行為を禁止するとともに、納入業者の原材料価格高騰を事由とした適正な価格転嫁が可能となる環境整備をすること。④石油小売等での不当廉売などの不正取引による販売業者の倒産・廃業が相次いでおり、不正取引に対する課徴金制度の導入などを検討すること。

(3) 政策手段を総動員して中小企業の地域での仕事づくりを支援すること。①新連携支援制度や「中小企業地域資源活用プログラム」、「農商工連携の促進」政策など次々と制度・施策が積み重なるが、利用者サイドの利便性を考え、施策窓口を地域の中小企業を把握している都道府県とし、中小企業基盤整備機構がバックアップする体制をとること。諸施策は統合し、農林水産業等との連携など共同事業の領域を広げ、自覚的に地域内産業連関を形成していく「地域振興型企業」づくり、「地域振興型産業クラスター」への支援をすること。②「新事業分野開拓事業者認定制度」を導入する地方自治体を積極的に支援し、新商品の販路開拓で困難をかかえる地域の中小企業を随意契約による新商品購入で援助する自治体を大幅に増やすこと。

(4) 大型プロジェクト中心の従来型の公共事業から、生活基盤整備・社会福祉・環境保全・防災重視の「地域密着型公共事業」へ抜本的に転換させること。特に、災害時の避難場所となっている学校施設などの耐震補強工事を緊急に全国一斉に実施すること。

(5) 災害対策・防災対策を抜本的に強化すること。地域での耐震診断・改修が着実にすすむように助成金の利用条件を緩和し、中小建設業の仕事づくりにもつながるものとする。問題の焦点となる既存不適格建物でも耐震・断熱改修を行い、安心して省エネな住宅にできるよう助成金適用を可能にしたり、低所得者層の補助率の引き上げなど弾力的措

置を取る。

(6) 住宅の長寿命化・資産価値向上のために、住宅にかかわる技術・制度の見直しを進めること。

### 3. 公共事業のダンピング入札をなくし、中小企業発注の拡充と公正な市場のルールを確立を

(1) 公共工事での一般競争入札や電子競争入札の導入により、行き過ぎた低価格競争やダンピング受注が増大しているので次の措置をとること。①公共工事の行き過ぎたコスト削減を改め、国等の契約方針の適正価格発注の遵守を徹底すること。地方公共団体等の公共事業では、予定価格から大幅にダンピングした最低制限価格を割る業者の工事については、失格とすること。②最低制限価格を堅持し、予定価格の90%程度に引き上げるよう努力すること。公共工事の品質を確保し、雇用の確保と技術の向上、中小建設業の倒産を防ぐための適正価格発注に努め、公共工事設計労務単価は実勢価格に即して引き上げること。国の公共工事発注に関する最低制限価格の禁止条項を廃止し、国においても最低制限価格を設けること。

(2) 公共発注機関の中小企業への発注率を大幅に高めること。分離分割発注を拡大するとともに、随意契約を活用すること。分離分割発注では、工事規模に応じた入札参加者の範囲を定め、工種でなく、工事の規模の分割で行うこと。地方公共団体の工事は地域企業への発注を原則とし、同規模企業間で競争する「ランク制」を遵守すること。

### 4. 不況を加速する増税を中止し、所得再配分機能と消費購買力を高める公平な税制の構築を

(1) 法人税は応能負担原則に適う公平なものとし、地域の活性化、雇用促進のために中小法人の税率引き下げを行うこと。当面、資本金1億円未満の中小法人の所得1500万円まで15%の法人税率とすること。

(2) 特殊支配同族会社オーナー役員給与と所得控除額の損金不算入措置を完全廃止すること。また、役員報酬、役員賞与の損金算入は、実態に合わせて柔軟に適用すること。定期同額給与と事前確定届出給与の制度は、企業の自主性を阻害する税法の干渉である。

(3) 給与所得控除の縮減や配偶者控除・扶養控除等の廃止、消費税の税率引き上げに反対する。また、外形標準課税の対象企業を資本金1億円以下に拡大することは絶対あってはならない。

### 5. 円滑な資金供給と参加型金融システムの構築を

(1) 円滑な資金需給や利用者利便などの視点から金融機関の活動を評価・公開する金融アセスメント制度、「地域と中小企業の金融環境を活性化させる法律案」（仮称）を法制化すること。

(2) 政府系中小企業金融機関の統合により、2008年から発足する(株)日本政策金融公庫では、特定の政策目的のための融資だけでなく、一般融資も存続するなど中小企業への公的機能の充実、サービス水準の維持に努めること。民営化される商工中金は、金融のセーフティネットとして果たしてきた公的機能の継続性を配慮した役割を引き続き発揮すること。

(3) 信用補完制度は、本来の信用保証理念に基づき保証料率の引き下げなど中小企業ニーズに対応した施策の強化を進めること。また、問題なく返済してきた借り手中小企業の返済履歴（クレジット・ヒストリー）を尊重し、保証協会付融資での保証審査の評価項目としたり、保証料率を引き下げるなど優遇措置を取る。

(4) 信用補完制度見直しに伴う責任共有制度（部分保証方式又は負担金方式）が2007年から導入されたが、金融機関の貸出姿勢の消極化することが懸念されており、導入に伴う中小企業への影響を調査・公表し、責任共有制度の廃止を含む必要な見直しに着手すること。

(5) 環境貢献度合いによって利率を変更する（引き下げる）融資取り組みである環境コベナント契約を政府系金融機関・信用保証制度の融資・保証にも導入すること。また、民間金融機関が環境コベナント契約を締結した案件には利子補給などで支援すること。さらに、地域貢献や少子化対策など案件に対する支援についても同様の支援を検討すること。

以上